

# 宇部市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年(2026年)4月1日

宇 部 市

## I 基本的事項

### 1 ネーミングライツの概要

ネーミングライツとは、施設、イベント等(以下「施設等」という。)に企業名などを冠した愛称を命名する権利及びこれに附帯する特典のことで、市の取組に賛同し、ネーミングライツを取得した企業等(ネーミングライツ・パートナー)は、その対価として市に命名権料を納付することとするものです。

市にとっては、施設の維持管理やイベント等の開催に対する新たな財源とすることができ、一方で、企業等にとっては、ネーミングライツ・パートナーとして、企業名等の浸透に加え、地域貢献の観点などからの更なるイメージアップにつながるなどが期待できます。

### 2 ガイドラインの趣旨

このガイドラインは、ネーミングライツを導入する際の基本的な考え方や手続等の流れを整理したものであり、施設等へのネーミングライツの導入に当たっては、このガイドラインのほか、関係法令の規定、市・事業者・市民への影響、社会経済状況等に十分配慮の上、実施するものとします。

本市においては、これまで、野球場や歩道橋にネーミングライツを導入していますが、イベント等を含めたネーミングライツの積極的な導入により、施設等の安定的な運営や効果・効率的な実施を図るとともに、その魅力向上に取り組んでいきます。

## II 手続等

時期(目安)	手続等の流れ
6か月前	<b>1 対象施設等の選定</b> (1ページ) <b>2 選定委員会の設置</b> (2ページ) <b>3 募集要項の決定</b> (2ページ)
3~5か月前	<b>4 ネーミングライツ・パートナーの募集</b> (4ページ)
2か月前	<b>5 選定委員会による選定</b> (4ページ)
1か月前	<b>6 契約手続</b> (5ページ)  愛称の使用開始

### 1 対象施設等の選定

#### (1) 対象施設等の選定

以下のいずれかに該当する施設等の中から施設等の所管部局が選定します。

- ア 不特定多数の市民が利用又は参加し、一定の効果が見込まれるもの
- イ 設置、開催等の目的に照らし、ネーミングライツ導入の対象としてふさわしいもの

#### (2) 選定に当たっての留意事項

選定に当たっては、以下の点に留意します。

- ア 指定管理施設については、指定管理者と事前に協議すること。
- イ 公募等により既に愛称が命名されている施設については、その設定経緯等を勘案す

ること。

ウ イベントにあっては、イベント実施に必要となる予算が措置されていること又は予算措置される見通しがあること。

(3) 対象外の施設等

以下のいずれかに該当する施設等は、選定の対象外とします。

ア 市庁舎、市民センター、ふれあいセンター、学校その他の施設で、市が事務事業に直接使用する施設

イ 区分所有、合築等により市の所有部分のみを分けることができない施設

ウ 施設敷地に借地等が含まれる施設

(ただし、土地所有者の承諾があり、ネーミングライツの契約期間中において継続した当該土地の利用が確実であるものを除く。)

エ 3年以内に廃止され、大規模修繕等で休止される見込みがある施設

オ 数年ごとに愛称が変更されることで、市民生活等に多大な影響を及ぼす可能性がある施設

カ その他ネーミングライツ導入の対象としてふさわしくないもの

## 2 選定委員会の設置

施設等の所管部局において、「ネーミングライツ・パートナー選定委員会」を設置します。

(1) 選定委員会の任務

委員会は、次に掲げる事項について協議し、審査及び決定します。

ア ネーミングライツ・パートナーの募集条件等の設定及び募集要項の決定に関すること。

イ 優先交渉権者の選定に関すること。

ウ その他必要な事項

(2) 選定委員会の設置時期

募集要項を決定するため、募集の実施前に設置することが必要です。

(3) 委員

選定委員会の委員は、施設等の所管部局の職員、関係部局の職員とし、施設等の特性などに応じて、有識者のほか、関係団体の職員や市民等の参加を検討します。

## 3 募集要項の決定

公募に当たっては、概ね次の事項を記載した募集要項を作成します。

(1) 対象施設等

施設等の名称、概要

施設の所在地、利用者数、主な行事等

イベントの集客見込数、PR手法や頻度等

(2) 希望金額

希望する命名権料の金額(年額・税抜)

※ 他の自治体の類似施設、利用者数等を勘案し設定します。

なお、予定価格については、ネーミングライツ・パートナーとの契約締結前において、適時・適切に設定することが必要です。

(3) 愛称の使用期間

使用期間については、施設は、原則として3年以上の期間を設定します。

イベントは、PR開始日からイベント終了までとします。

(4) 命名条件

愛称に入れる文字等の指定がある場合は、明示します。

愛称使用期間中に愛称の変更はできないものとします。

次のいずれかに該当するものは愛称として使用できません。

- ア 法令等に違反するおそれのあるもの
- イ 公序良俗に反するおそれのあるもの
- ウ 青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- エ 人権侵害となるおそれのあるもの
- オ 政治性又は宗教性があるもの
- カ 意見、主義、主張等に当たるもの
- キ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- ク 個人の氏名
- ケ 商標権その他の権利関係に問題があるもの
- コ 社会的批判を招くおそれのあるもの
- サ 第三者を誹謗、中傷又は排斥するもの
- シ その他愛称として適当でないと市が認めるもの

(5) 応募資格

法人を対象とします。ただし、以下に該当する者は対象外とします。

- ア 本市の指名停止措置を受けている法人
- イ 国税又は地方税を滞納している法人
- ウ 公職(首長、国会議員及び地方議会議員)にある者又はその候補者が役員となっている法人
- エ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立て等がなされている法人
- オ 暴力団及び暴力団員が役員となっている法人
- カ 政治団体及びこれに類する団体
- キ 宗教団体及びこれに類する団体
- ク 宇部市広告掲載要綱(平成17年10月3日施行)第5条各号に掲げる法人
- ケ その他ネーミングライツ・パートナーとして適当でないと市が認める法人

(6) 特典

ネーミングライツ・パートナーへの特典を設定する場合に記載します。

特典の設定に当たっては、公平性や公共性に留意します。

※ 特典の例

看板、サイン等による愛称の標示、変更等  
更新時等の優先交渉権の付与 など

(7) 愛称の標示に伴う費用負担

費用負担は、下記のとおりとします。ただし、施設の特性等により必要な区分を追加します。

区 分	費用負担	
	市	ネーミングライツ ・パートナー
看板、サイン等による愛称の標示、変更等(※)		○
関係先への通知等	○	
システム改修	○	
契約期間終了後の原状回復		○

※ 愛称の標示、変更等に際しては、あらかじめ、デザイン、施工方法等について確認します。

(8) 提出書類及び受付期間並びに提出方法

申込みの際の提出書類は、概ね次のとおりです。ただし、応募資格の確認の必要性や審査項目の内容に応じて書類等を追加します。

- ア 申込書
- イ 応募資格についての確約書
- ウ 法人概要及び直近3年の決算状況
- エ 登記事項証明書
- オ 暴力団排除に関する誓約書
- カ 役員等名簿
- キ 税の滞納がないことの証明書
- ク その他必要と認める書類
  - ※ 施設等の魅力向上策 など

(9) 選定方法

審査項目、選定基準及び配点については、次に掲げる内容を基準とし、施設等の特性などに応じて審査項目の追加又は削除、配点の変更を検討します。

また、基準点(優先交渉権者の選定における下限)を設定するなど、ネーミングライツの導入目的等を踏まえた適切な選定方法とします。

なお、選定の公平性を確保するため、設定した審査項目、選定基準及び配点並びに基準点を公表し、「選定委員会」を設置して選定を行うこと、基準点をクリアする者がないときは選定しないことなどを明示します。

審査項目	選定基準	配点
1命名権料	希望金額との比較	30点
2愛称案	親しみやすさ	30点
3契約期間	契約期間	10点
4法人の地域貢献等の実績	市内の本支店等の有無	10点
5法人の経営状況	経営の安定性	10点
6その他	施設等の魅力向上策 など	10点

(10) その他の事項

質問の受付、契約の締結、契約解除に関することその他の必要事項を記載します。

イベント実施に係る予算の措置前に募集する際は、予算措置がされなかった場合の取扱いについて記載します。

## 4 ネーミングライツ・パートナーの募集

(1) 募集期間

募集期間は、最低でも1か月は設け、次の方法を参考に効果的なPR等に努めます。

- ア 市長記者会見、報道発表
- イ 市の公式ウェブサイトその他の媒体への掲載
- ウ PR資料の配布、配架等

(2) 参加申込みの受付

施設等の所管部局は、募集要項の公表後、募集要項に定める必要書類を添付した参加申込書により参加申込みの受付を行うものとします。

(3) 参加資格の審査及び結果の通知

施設等の所管部局は、参加申込みをした者の参加資格を審査し、全ての申込者に対し、参加資格審査結果通知書により結果を通知するものとします。

## 5 選定委員会における選定

(1) 優先交渉権者の選定

選定委員会において、選定基準による評価点の最も高い者を優先交渉権者として選

定めます。

この場合、必要に応じて、ヒアリング、プレゼンテーション等を実施します。

なお、優先交渉権者の選定は、応募者が1者の場合も行います。

(2) 選定結果の通知

選定後、速やかに、その結果を全ての申込者に通知します。

(3) 優先交渉権者との交渉

契約内容について、優先交渉権者と交渉します。

優先交渉権者と交渉が整わなかった場合には、次に評価点の高い者から順次交渉します。

## 6 契約手続

(1) 契約書の作成

命名権料の多寡を問わず、契約書を作成します。

施設等の規模や契約額等を考慮して、調印式の開催を検討します。

契約書は、次の内容について定めるものとし、施設等の特性などに応じて内容の追加、変更等を検討します。

特に、愛称標示等に伴う第三者への損害賠償の取扱いなど、個別案件ごとに規定の検討が必要です。

ア 総則的事項

イ 目的

ウ 契約期間

エ 命名権料(額、納付期限、遅延利息)

オ 契約保証金

カ ネーミングライツの付与等(内容)

キ 愛称の標示等(看板、サイン等、原状回復、費用負担)

ク 知的財産権等

ケ 契約の更新(優先交渉権)

コ 契約の解除

サ 違約金

シ 損害賠償

ス 権利義務の譲渡等の禁止

セ 重大な事情変更

ソ 秘密の保持 など

(2) 契約の解除

契約締結後、命名条件や応募資格等を満たさなくなった場合のほか、信用失墜行為等に伴い施設等のイメージが損なわれるおそれが生じた場合は、市は契約を解除できるものとします。

この場合、既納の命名権料は返還しないものとします。

## Ⅲ その他

ネーミングライツの導入に当たっては、募集開始前や契約締結前など、適時・適切に市議会(常任委員会)に報告を行うものとします。

また、愛称の使用開始後は、ネーミングライツ・パートナーのイメージを損ねることのないよう、対象施設等の維持管理を適切に実施します。